各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中 ← 厚生労働省 認知症施策•地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について計3枚(本紙を除く)

Vol.1260

令和6年4月26日

厚 生 労 働 省 老 健 局 認知症施策·地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 3936、3982)

FAX: 03-3593-7894

事務連絡

各都道府県·市町村介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)第13条の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22の規定により、令和6年4月1日から、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行うことができることとされています。

指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の対象者となりますが、この際、当該利用者が引き続き当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合の事務手続き等について、別添のとおり整理を行いましたので、内容を御了知いただくとともに、管内の関係団体への周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号厚生 労働省計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知)についても所要の改正を行っている旨、申し添えます。

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

企画調整係 担当 水津

電話 03-5253-1111 (内線 3982)

人材研修係 担当 上柳田

電話 03-5253-1111 (内線 3936)

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

- ○指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要が生じる。
- ○利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごと**に行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。

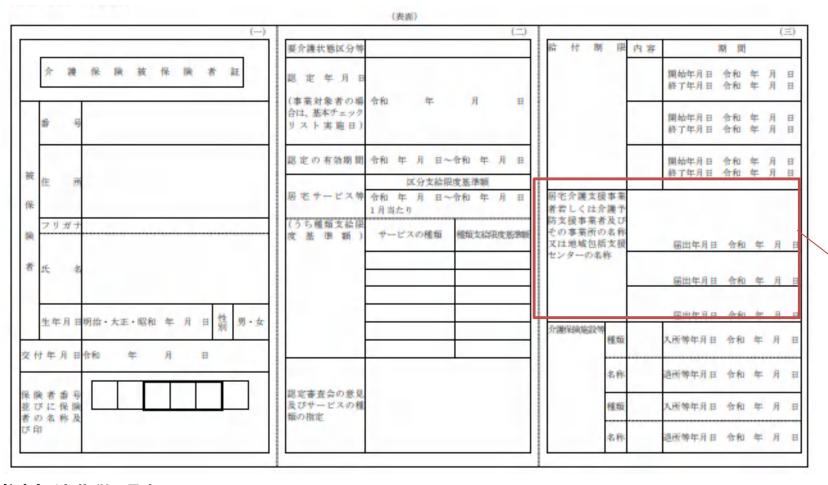
1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー(イメージ)

利用開始時	 利用者 ⇒ ケアマネ事業所 ケアマネ事業所 ⇒ センター 利用者 ⇔ ケアマネ事業所 利用者 ⇔ センター ケアマネ事業所 ⇒ 市町村 センター ⇒ 市町村 	サービス利用の相談 相談があったことを共有 指定介護予防支援に係る契約 第一号介護予防支援に係る契約 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出 介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書の提出
予防給付利用時	指定介護予防支援の利用者としてケアマネ事業所が介護予防サービス計画を作成・費用請求 ↓ (一定期間の経過後) 介護予防ケアマネジメントの結果、予防給付の利用がなくなり総合事業のみに	
	① ケアマネ事業所 ⇒ センター	第1号介護予防支援の利用者となることを報告 (継続的にケアマネ事業所からの支援を受けるか利用者に確認)
	② センター ⇒ 市町村	当月から第1号介護予防支援の利用者となることの報告
総合事業利用時	③ ケアマネ事業所	一部委託を受けた事業者として第1号介護予防支援の一部を実施 (利用者の状態等に変化がなければ <u>軽微な変更扱いとすることも可</u>)
	④ センター ⇒ 保険者センター ⇒ ケアマネ事業所	第1号介護予防支援に要する費用を請求 委託費の支払い

(以降、予防給付の利用が再度必要となった場合、同様の手順を経る)

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ②

2. 介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事務所の名称または地域包括支援センターの名称」欄の取扱い



「包括的な委託」を行う場合は、 指定介護予防支援の担当であるケアマネ事業所と、 第1号介護予防支援事業の担 当である地域包括支援センター との

双方を併記することとする

(参考)消費税の取扱い

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援または第1号介護予防支援を実施する場合の消費税の取扱いについては、以下のとおり。

- ・令和6年度制度改正により、指定を受けて介護予防支援を実施する場合は「非課税」、
- ・これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を受け介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を実施する場合は「課税」なお、この取扱いは、「包括的な委託」を行うか否かによらず適用される。